

高第413号  
障第510号  
令和4年7月19日

各高齢者・障がい者  
福祉サービス事業所・施設 設置者 様  
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長  
障害福祉課長

## 新型コロナウイルス感染症の感染発生時における保健所検査等への協力について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が高齢者・障がい者福祉サービス事業所・施設において発生した場合、各地域を所管する保健所において、感染者の接触者に関する調査やPCR検査が行われます。

各保健所では、福祉施設の調査・検査を重点的に実施しているところですが、県内で感染が拡大している場合、保健所の業務がひっ迫し、迅速な調査・検査が困難な状況となります。一方、施設等での感染拡大を防ぐためには、速やかに調査・検査を行い、適切な感染拡大防止対策を行っていくことが重要となります。

そのため、各事業所・施設に対しては、従前から保健所への協力を依頼しているところですが、今般の感染拡大の状況を踏まえ、改めて以下のとおり保健所への協力事項について周知いたします。各事業所・施設におかれては、感染拡大防止のため、積極的なご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 保健所の調査への協力について（全事業所・施設）

##### ①感染者の施設利用や勤務状況、他の利用者や職員との接触状況等の施設調査

- ・感染の影響や施設の感染対策を把握するため、保健所から施設調査が行われます。
- ・保健所の指示に従い、速やかな情報の提供や正しい状況の説明をお願いします。

##### ②感染者の接触者のリスト作成

- ・保健所が行うPCR検査の範囲を検討し、実施するための接触者のリストの作成が必要です。
- ・保健所の指示に従い、速やかなリスト作成をお願いします。

#### 2 保健所のPCR検査への協力について（原則として入所施設）

##### ①検体採取を行うため協力していただける医師の確保

- ・検体採取は医師が行う必要があります。地域の感染拡大の中で速やかに検査を行うためには、施設側にご協力いただける医師を確保していただくことが重要です。
- ・医師に検体採取にご協力いただく場合の条件等は以下のとおりです。感染発生に備え、各施設で予め協力いただける医師の確保について、ご協力をお願いします。

### 【検体採取にご協力いただく場合の実施内容】

保健所が指定した利用者、職員からの検体採取（鼻腔ぬぐい液）

- ・具体的な実施方法、注意事項は以下の動画をご確認ください。

＜岐阜保健所ホームページ＞

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/199131.html>

- ・検査に必要な物品のほか、医師に使用していただく感染防護具についても保健所が準備します。

### ②検体採取の実施

- ・保健所と日時の調整の上、施設にて検体採取の実施をお願いします。
- ・検体採取の際には、円滑な実施ができるよう、検査対象者の誘導や本人確認等について十分なお配慮をお願いします。

## 3 留意事項

- ・保健所の調査・検査への協力については、感染発生時に、各地域を所管する保健所に必ず確認・相談の上、実施していただきますようお願いいたします。
- ・上記に記載した協力内容は、現時点で想定される標準的なものです。地域の感染状況や国による取り扱いの変更等により、ご協力いただく内容が異なる場合がありますので、ご了承ください。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
T E L	058-272-1111 内線 2600		
F A X	058-278-2639		

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
T E L	058-272-1111 内線 2686		
F A X	058-278-2643		